

おおいた「食」のストーリー継承事業に係るおおいた食文化継承プロジェクト 業務委託仕様書

1 業務名

おおいた「食」のストーリー継承事業に係るおおいた食文化継承プロジェクト業務委託

2 委託業務期間及事業実施予定日

委託業務期間：契約締結の日～令和9年2月26日

実施予定日：令和8年7月～令和8年12月に実施

3 事業の目的

大分県食育推進条例で定める11月19日の「おおいた食（ごはん）の日」及び「おおいた食育ウィーク」の県民への認知向上を図る。

また、県内の食文化や郷土料理を学ぶことのできる講座を、小学生以上の全世代を対象に開催し、県が第5期食育推進計画に掲げる「郷土料理など地域の食文化の伝承と情報発信」、「農林水産物への理解促進」などを図る。

4 数値目標

県内で5回実施し、延べ140人程度の参加を得ること。

5 業務委託内容

(1) 講座等の企画・運営

事業の目的を達成するため、講座等の企画・運営を行うこと。また、県と協議の上決定した企画内容については、確実に実施すること。

県が実施を予定している主な事業は以下のとおり

- ① 小学生親子を対象とした、県内の農林水産物の生産工程について学び、実際に収穫を体験することのできる体験型講座の実施。：計1回、15名程度
- ② 小学生親子を対象とした、県内に伝わる郷土料理の歴史的背景について学び、①で収穫した農林水産物を使った郷土料理の調理実習のできる体験型講座の実施。：計1回、15名程度 ※①と②の参加者は同一とする。
- ③ 中学生～大学生等の若者世代を対象とした、県内に伝わる郷土料理の歴史的背景と作り方について学ぶことのできる体験型講座の実施（調理実習、試食などを含む）。：計2回、60名程度
- ④ 18歳以上の一般県民を対象とした、県内の食文化の特色（例：郷土料理は小麦粉を使った料理が多い）についての講座の実施（試食を含む）。：計1回、50名程度
- ⑤ 講座で使用する資料等の作成。

(2) 連絡調整

県および協力者（団体・講師等）、関係機関等との連絡調整、事業に係る業務を円滑に行うため、担当者をおくこと。

(3) 講座開催に関する業務

- ① 講座の全体運営に関する業務
 - ア) 食品衛生対策
 - イ) 講座に係る事務・実務
 - ウ) 参加者の確保
 - エ) 事前または当日の受付及び進行運営管理
 - オ) 進行スタッフ（司会、講師等）の手配及び管理
 - カ) 運営スタッフ（受付、誘導、来賓等の接遇対応など）の手配及び管理

- ② アンケート調査の実施と集計
 - ア) 参加者に対するアンケート調査の実施
 - イ) アンケートの回収および集計、分析

- ③ 報告物の作成と提出
 - ア) 写真等を添付した実施報告書の提出
 - イ) 資料・印刷物等のデータの納品
 - ウ) アンケート結果等

6 委託業務実施上の留意点

事業の企画・運営にあたっては、以下の点に留意すること

- (1) 県内の食文化や郷土料理を学ぶとともに、栄養バランスに配慮した食生活や地域の農林水産物への理解を深める講座であること。
- (2) 講座実施箇所については県内における地域バランスを考慮すること。
- (3) 参加者が意欲的に取り組める内容とすること。
- (4) 各講座終了後に実施結果についてホームページ、SNS 等に掲載し、県民に対して広く情報発信すること。
- (5) 大分県の食文化の保護・継承のため、啓発用資材を作成すること。啓発用資材には、大分県の食文化、郷土料理及び和食に関する内容を記載し、各講座で共通の教材として活用すること。また、調理実習等を行う場合は、調理するメニューの配布用レシピ等の資料を作成すること。
- (6) 講座資料、啓発用資材等については、校正は責了とせず、校了まで必要な回数を行うこと。
- (7) 業務の実施にあたっては、関係法令を遵守し、衛生管理等の対策を講じること。
- (8) 広報物等の著作権は、大分県に帰属するものとする。
- (9) 参加者については、有料（金額も含め）・無料について明確にすること。
- (10) 作成した印刷物やパネル等著作物の著作権は大分県に帰属し、大分県は受託者の承諾なしに自由に使用・改変・複製できるものとする。
- (11) 別記「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」を遵守すること。
- (12) 事業の企画・運営に係る書類は、事業終了後5年間保管しておくこと。